

生活保護

生活困窮者支援

令和6年11月17日

生活保護制度の目的(法第1条)

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、
困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

⇒ ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援

最低生活の保障

- ① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の要件。
また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

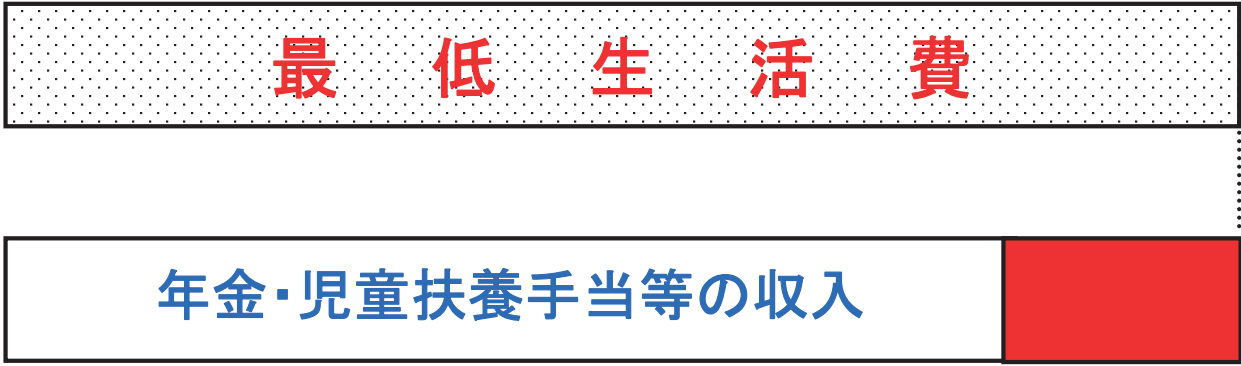
- ・不動産、自動車、預貯金等の資産
- ・稼働能力の活用
- ・年金、手当等の社会保障給付
- ・扶養義務者からの扶養 等



- ◇保護の開始時に調査
(預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等)
- ◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

- 厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定するため、これらを消費した後に保護適用となる。

支給される保護費

生活保護の要件等(法第4条)

資産の活用

- ・ 土地・家屋は、原則売却
(ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認)
- ・ 自動車については、原則売却
(ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認)
- ・ 預貯金は、原則収入認定
(ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の5割は保有を容認)
- ・ 年金、児童扶養手当等
本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要

能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

生活保護の手続の流れ(自治体の福祉事務所)

相談

【対応者】・査察指導員
・ケースワーカー

- ◆ 相談に至った経緯について確認
 - ・現在の生活状況
 - ・収入の有無
 - ・病状
 - ・就労状況
 - ・資産、負債の有無
 - ・家族、親戚関係

- ◆ 利用可能な他法他施策(求職者支援制度や住宅支援給付、生活福祉資金等)、ハローワーク窓口などについて、紹介や利用の助言を行う

保護の申請 (原則書面)

《法第7条》
《法第24条》

審査 《法第24条,28条,29条》 (期間は原則2週間)

【担当者】・査察指導員 ・ケースワーカー

- ◆ 訪問調査
 - ・居宅など生活状況の把握 等
- ◆ 資産調査
 - ・不動産、自動車、預貯金、生命保険の有無等
 - ⇒ 不動産など売却に時間を要する場合には、生活保護を適用後、売却したのち返還 《法63条》
- ◆ 収入状況調査
 - ・就労している場合は、給与明細等により確認
 - ⇒ 虚偽の申告などにより不正受給をした場合には、支給した保護費を徴収する 《法78条》
- ◆ 稼働能力の調査
 - ・健康上の問題がある場合、受診状況の確認や検診命令により稼働能力を確認
- ◆ 他法関係の資格調査
 - ・年金受給権の有無、受給額等を確認
 - ・児童扶養手当等の受給の可否を確認
- ◆ 扶養義務者への照会
 - ・配偶者や三親等内の親族等の扶養義務者に経済的・精神的支援等の可否を確認
 - ⇒ 親族からの仕送り等が開始されれば、その金額分保護費と調整(減額)[収入認定]
 - ⇒ 明らかに扶養が可能であるにもかかわらず、扶養していないケースについては、福祉事務所長が家庭裁判所へ調停等の申立《法77条》
 - ⇒ DVの相手方などには照会しない

保護要

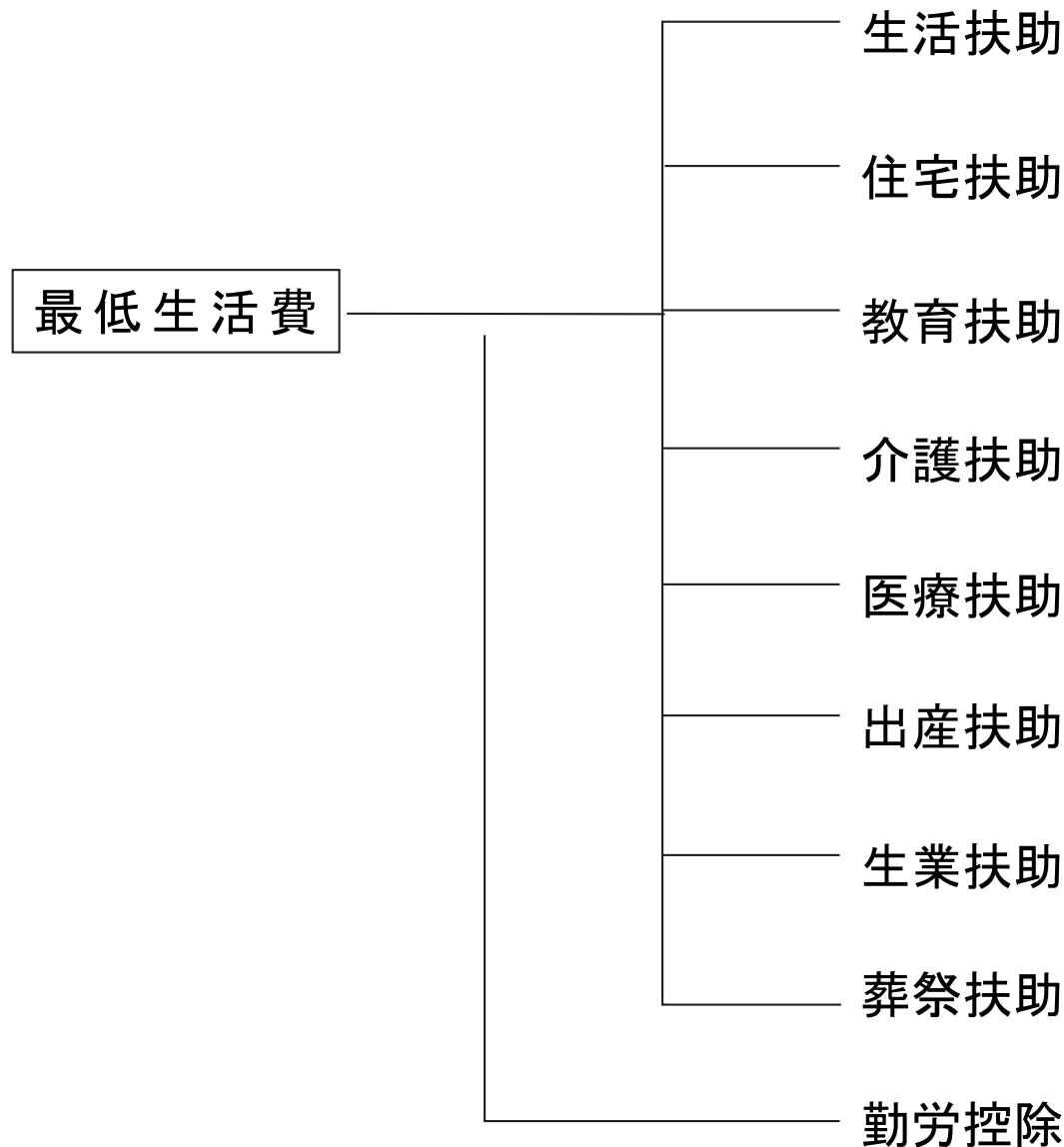
保護開始

保護否

申請却下

生活保護基準(最低生活費)(法第8条)

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（8種類）に定める。



生活を営む上で生じる費用	扶助	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助	基準額は、 ①食費等の個人的費用(年齢別に算定) ②光熱水費等の世帯共通的費用(世帯人員別に算定)を合算して算出。 特定の世帯には加算。(障害者加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給 教材代、学校給食費、交通費、学習支援費(クラブ活動費)は実費を支給
医療サービスの費用	医療扶助	直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能修得等にかかる費用 (高等学校等に就学するための費用を含む。)	生業扶助	〃
葬祭費用	葬祭扶助	〃

※勤労控除 : 就労収入のうち一定額を控除する仕組み。就労収入額に比例して控除額が増加。 7

最低生活費

生活扶助

第1類費（個人的經費：食費・被服費等）

第2類費（世帯共通經費：光熱費・家具什器等）

+ 地区別冬季加算

入院患者日用品費

介護施設入所者基本生活費

各種加算

期末一時扶助

一時扶助

妊産婦加算

障害者加算

介護施設入所者加算

在宅患者加算

放射線障害者加算

児童養育加算

介護保険料加算

母子加算

住宅扶助

家賃・地代

家屋補修費

教育扶助

一般基準 + 学校給食費 + 通学交通費 + 教材代

医療扶助

+ 学習支援費

介護扶助

出産扶助

生業扶助

生業費・技能修得費（高等学校等就学費）・就職支度費

葬祭扶助

勤劳控除

◎ 生活扶助額の例 (令和5年10月施行)

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	164,860円	145,870円
高齢者単身世帯(68歳)	77,980円	68,450円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	122,460円	108,720円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	196,220円	174,800円

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算(VI区の5/12)を含む。

(注)上記以外に、その世帯の状況や必要な事情に応じて、各種加算、「住宅扶助費(家賃)」、「教育扶助費(教育費)」が現金給付されるとともに、「医療扶助費(医療費)」や「介護扶助費(介護費)」が現物給付される。

要否判定後に被保護者に対して支給されるもの (一時扶助、その他)

- 被服費・・・布団、被服を持っていない場合、
常時失禁状態にある方の紙おむつ代など
- 入学準備金・・・小中学校に入学する際の入学準備を必要とする場合
- 家具什器・・・長期入院後退院する単身者などの場合
- 配電設備、水道等設備に要する費用
- 就労活動促進費・・・早期に就労による保護脱却が可能な人で積極的に
就労活動に取り組んでいる場合 (月額5,000円)
- 転居の際の敷金・・・転居を余儀なくされたような場合など
- 家屋補修費
- 入浴設備の付設・・・重度の心身障害者、歩行困難な高齢者などで近隣に
公衆浴場がないとき
- 通学用自転車・・・通学のために自転車を使用しなければならない場合の
購入費

生活保護の医療扶助について

生活保護制度では、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助として医療を提供。

医療扶助の対象

- 生活保護受給者は、国民健康保険の被保険者から除外されているため、ほとんどの生活保護受給者の医療費はその全額を医療扶助で負担。
- ただし、①障害者総合支援法等の公費負担医療が適用される者や、②被用者保険の被保険者又は被扶養者については、各制度において給付されない部分が医療扶助の給付対象。

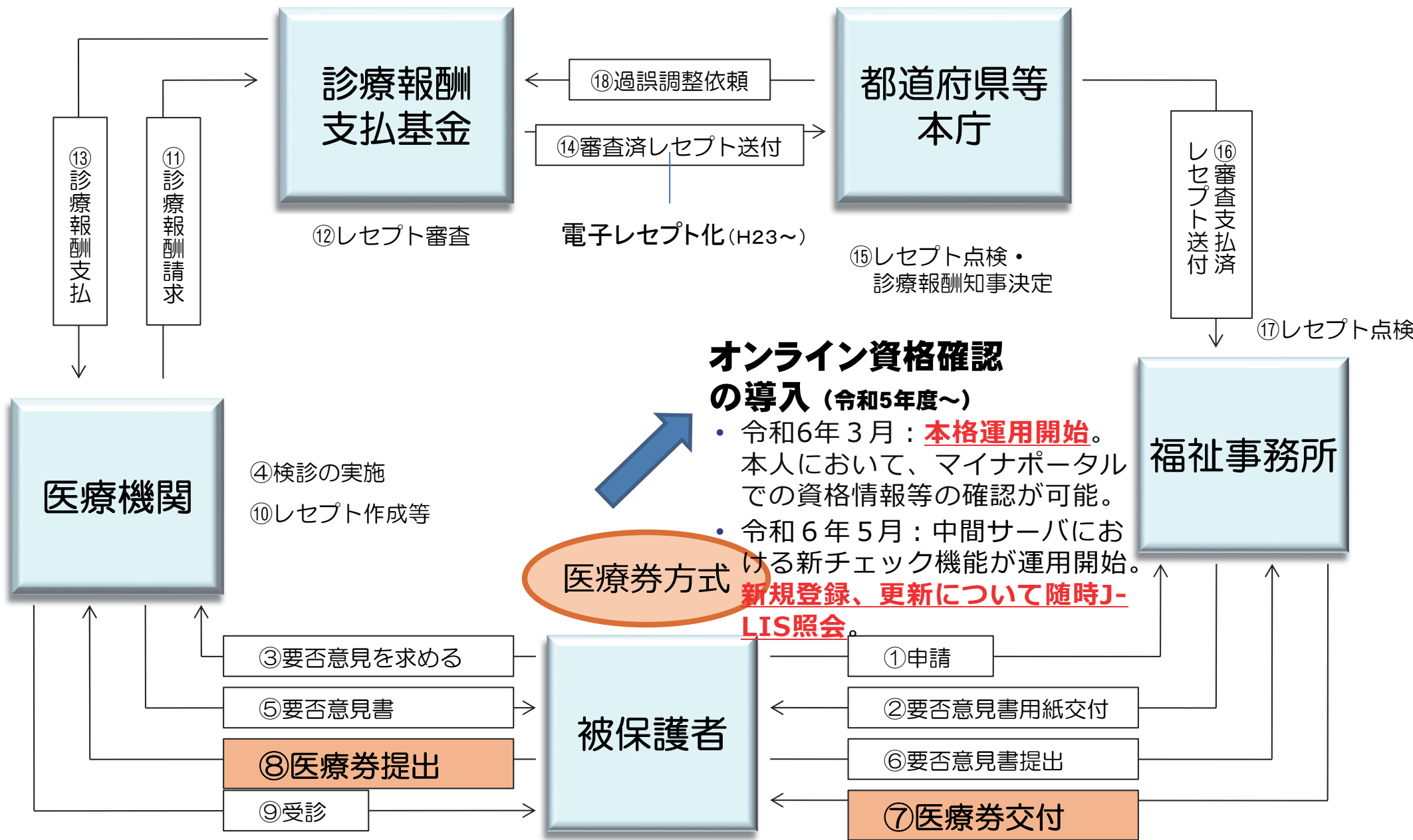
医療扶助の範囲・方法

- 医療扶助は、① 診察、② 薬剤又は治療材料、③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥ 移送の範囲内で実施。
- 医療扶助は、原則として、現物給付。

指定医療機関、診療方針、診療報酬

- 医療扶助による医療の給付は、生活保護法の指定を受けた医療機関等に委託して実施。
- 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、別に定める場合を除き、国民健康保険の例による。

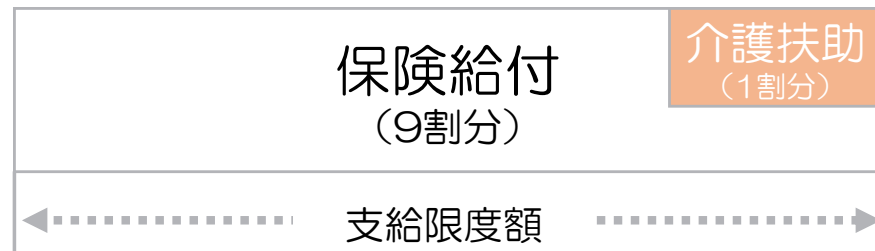
医療扶助の事務手続きの流れ



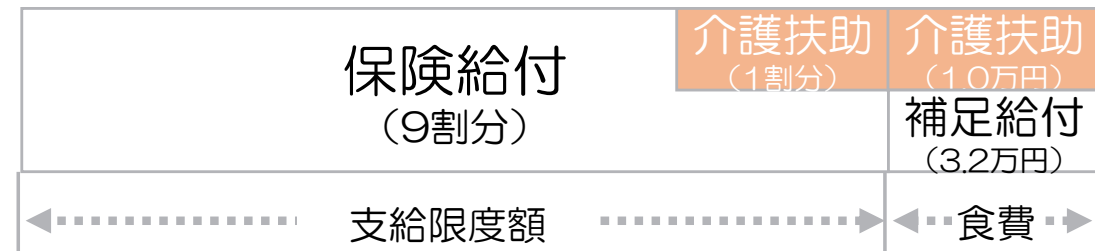
介護扶助の支給範囲について

被保険者の場合

(居宅サービスの場合)



(施設サービスの場合)



※ 日常生活に必要な費用及び保険料が必要な者については生活扶助により給付

被保険者以外の者の場合

(居宅サービスの場合)



(施設サービスの場合)



※ 障害者自立支援法に基づく介護給付費等、他に活用可能な他法他施策がある場合には、その他法他施策を優先して活用し、不足分について介護扶助を適用

※ 日常生活に必要な費用等については被保険者の場合と同様

自立の助長

■生活保護制度の目的（この講義の最初の話）

- ・ 最低生活の保障（保護費の支給）

- ・ 自立の助長

■「自立の助長」の内容

- ・ 概念・・・経済的自立、日常生活自立、社会生活自立

- ・ 具体的な支援

就労支援

※「就労自立給付金」保護廃止時に支給。（上限：単身10万円、多人数世帯15万円）

住まい支援（探す、定着支援）

家計改善支援

健康管理支援、入院から在宅復帰支援

居場所づくり支援、ひきこもりを防ぐ

子どもの学習支援

など

※「進学・就職準備給付金」

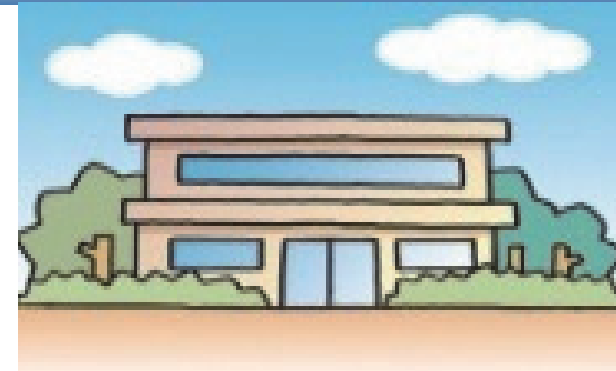
大学進学時及び高等学校等を卒業後に就職して自立する際の新生活立上げ費用

（自宅10万円、自宅外30万円）

生活保護関係の施設について

保護施設

生活保護法に基づく保護を行うことを目的とした施設



- 救護施設…身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う。
- 更生施設…身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う。
- 医療保護施設、授産施設、宿所提供施設等

無料低額宿泊所

- 社会福祉法に基づく、第二種社会福祉事業として、生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸付け又は宿泊所その他の施設を利用させるもの。多くが食事の提供、見守り等のサービスを提供。令和2年4月から規制強化。

日常生活支援住居施設

- 無料低額宿泊所のうち、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する「日常生活支援」(家事等の支援、服薬等の健康管理支援、金銭管理支援、生活課題に関する相談支援等)を実施し、一定の基準を満たすと認定された施設。

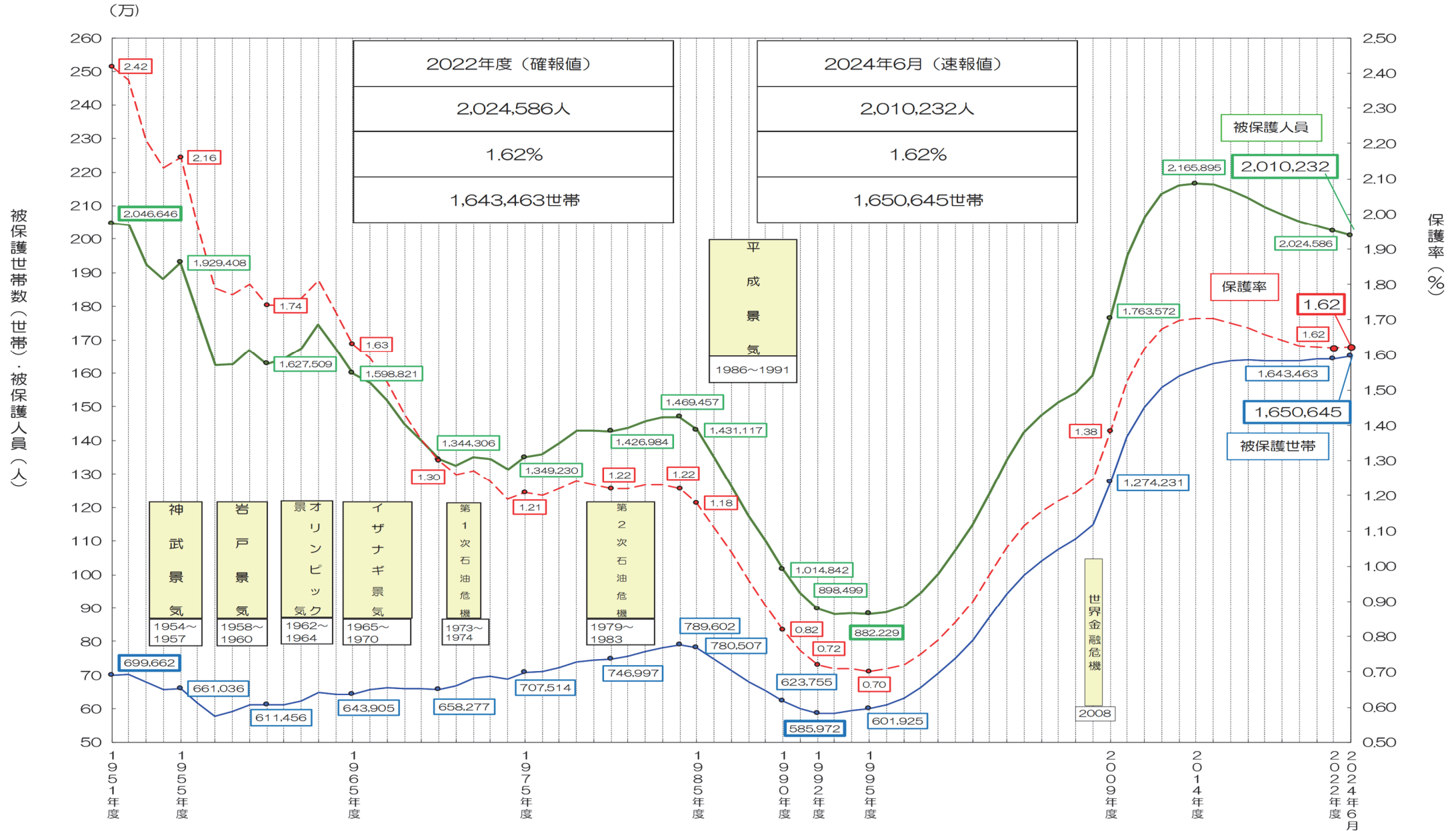


生活保護の現状

- 生活保護の動向（令和6年6月時点）
 - 生活保護受給者数は約201万人（世帯数：約165万世帯、保護率：1.62%）となっており、平成27年3月をピークに減少傾向
 - 受給者数は、対前年同月伸び率 -0.5%
 - 障害者・傷病者世帯、その他の世帯等は増加傾向
 - 申請件数は、20,100件（対前年同月伸び率 -7.3%）
- 生活保護受給世帯の過半数（約55%）は高齢者世帯。
また、高齢者世帯の約9割以上は単身世帯。

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

○直近の生活保護受給者数は約201万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
 ○直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019年度の同月と比較すると約1.6万世帯増加している。

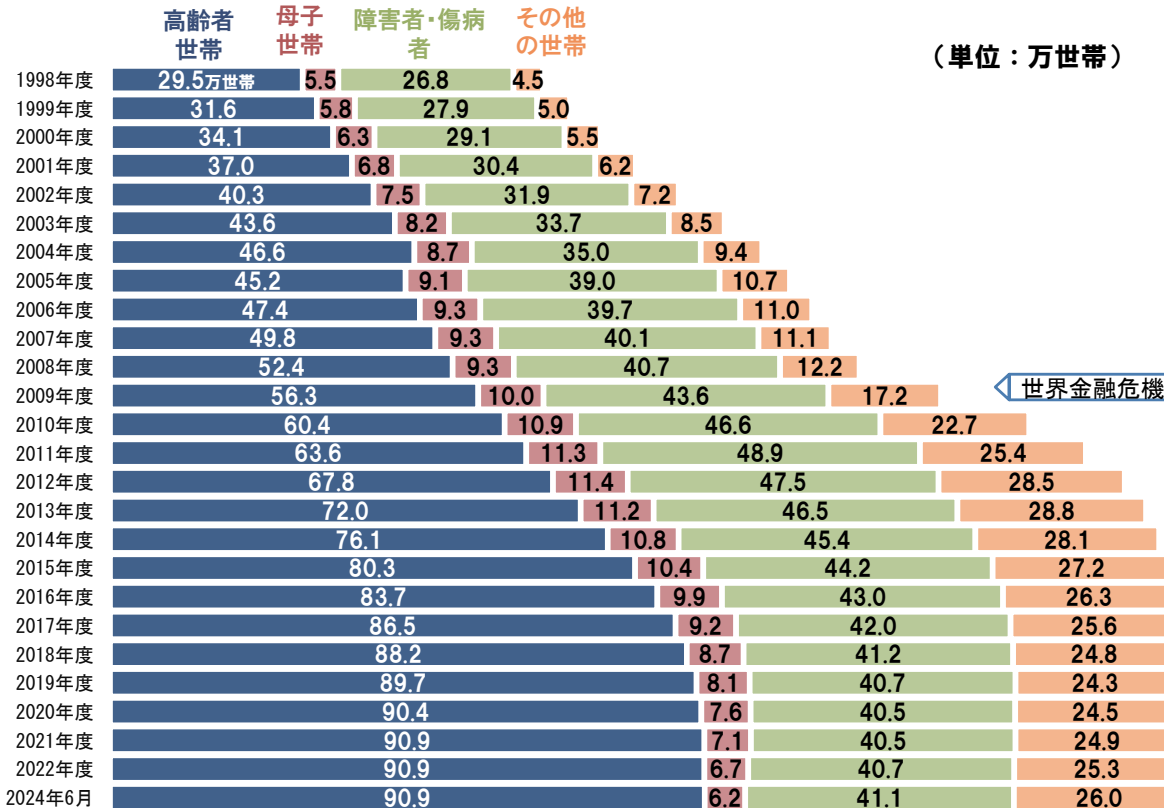


資料：被保護者調査(月次調査)(厚生労働省)(2011年度以前の数値は福祉行政報告例)

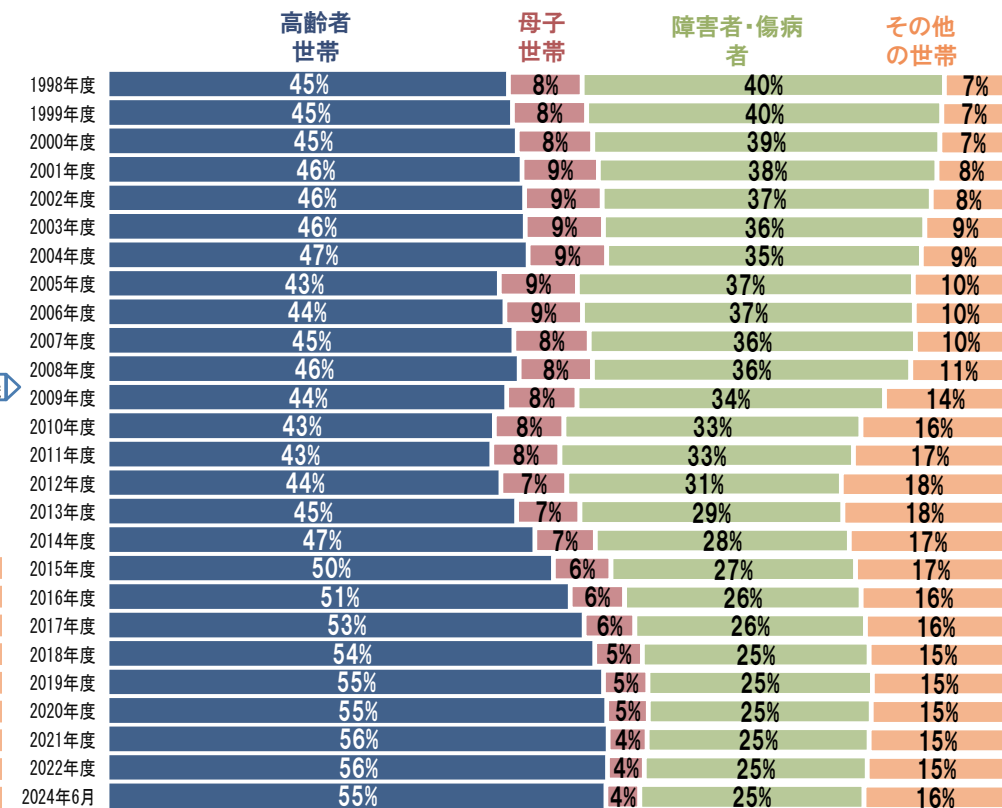
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

- 「高齢者世帯」の世帯数は、社会全体の高齢化に伴い増加傾向にあるが、近年は、増加幅が縮小し、ほぼ横ばいとなっている。
- 「母子世帯」の世帯数は、近年、減少傾向にある。
- 「その他の世帯」は、世界金融危機後、世帯数・全世帯数に占める割合が大きく増加した。その後減少したが、コロナ禍以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.9%が単身世帯（2024年6月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

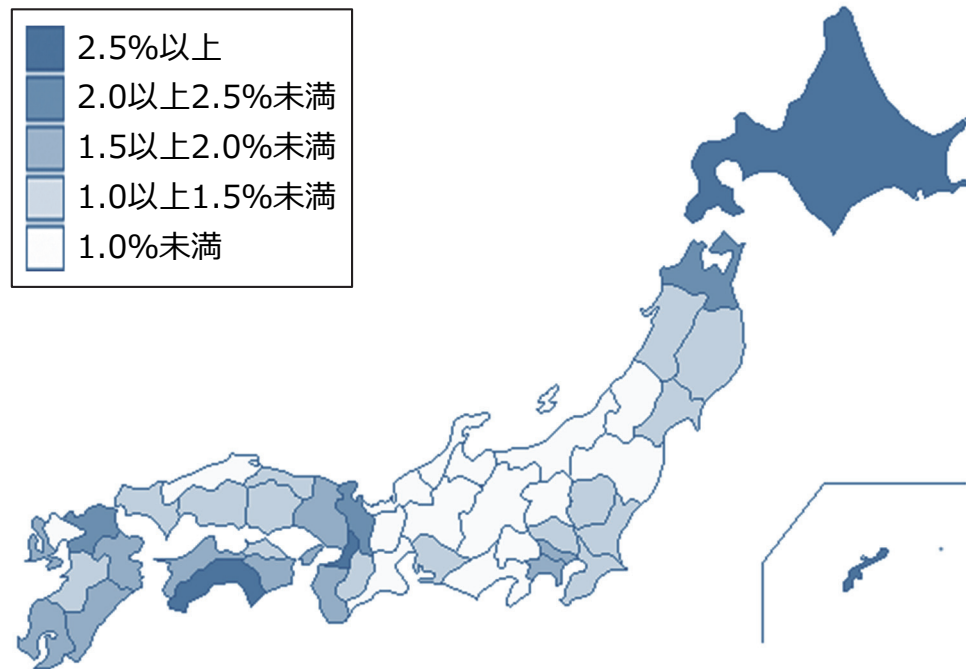
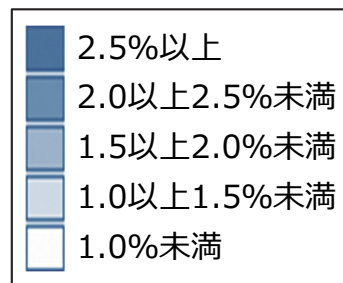
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（2011年度以前は福祉行政報告例）（2024年6月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

都道府県別保護率(令和6(2024)年6月時点)

※ 括弧内は10年前(平成26(2014)年度)の保護率



全国保護率: 1.62% (1.70%)

1 大阪府	3.02% (2.97%)
2 北海道	2.92% (3.16%)
3 沖縄県	2.71% (2.45%)
4 高知県	2.53% (2.83%)
5 福岡県	2.31% (2.59%)
6 青森県	2.28% (2.30%)
7 京都府	2.06% (2.38%)
8 長崎県	1.98% (2.23%)
9 東京都	1.94% (2.20%)
10 鹿児島県	1.83% (1.95%)
11 兵庫県	1.82% (2.01%)
12 徳島県	1.76% (1.91%)
13 神奈川県	1.66% (1.73%)
14 大分県	1.66% (1.75%)
15 和歌山県	1.62% (2.39%)
16 宮崎県	1.60% (1.62%)
17 愛媛県	1.51% (1.60%)
18 千葉県	1.44% (1.31%)
19 広島県	1.42% (1.69%)
20 秋田県	1.39% (1.48%)
21 熊本県	1.39% (1.49%)
22 奈良県	1.38% (2.26%)
23 宮城県	1.37% (1.19%)
24 埼玉県	1.34% (1.33%)
25 岡山県	1.27% (1.36%)

26 鳥取県	1.19% (2.90%)
27 香川県	1.08% (1.16%)
28 岩手県	1.06% (1.11%)
29 栃木県	1.05% (1.08%)
30 愛知県	1.04% (1.07%)
31 茨城県	1.03% (0.90%)
32 山口県	1.03% (1.19%)
33 福島県	0.98% (0.87%)
34 新潟県	0.98% (0.91%)
35 静岡県	0.92% (0.82%)
36 佐賀県	0.91% (0.96%)
37 三重県	0.90% (0.96%)
38 山梨県	0.87% (0.80%)
39 島根県	0.82% (2.06%)
40 群馬県	0.82% (0.74%)
41 滋賀県	0.81% (0.82%)
42 山形県	0.75% (0.66%)
43 石川県	0.64% (0.66%)
44 岐阜県	0.61% (0.59%)
45 福井県	0.57% (0.52%)
46 長野県	0.54% (0.55%)
47 富山県	0.42% (0.33%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市

中核市 上位5市

1 大阪市	4.66% (5.55%)
2 札幌市	3.62% (3.84%)
3 堺市	2.99% (3.11%)
4 神戸市	2.79% (3.17%)
5 京都市	2.74% (3.19%)

1 函館市	4.48% (4.81%)
2 那覇市	4.33% (3.69%)
3 尼崎市	3.67% (4.08%)
4 旭川市	3.54% (3.97%)
5 東大阪市	3.33% (4.15%)

指定都市 下位5市

中核市 下位5市

16 仙台市	1.74% (1.65%)
17 新潟市	1.53% (1.47%)
18 さいたま市	1.42% (1.59%)
19 静岡市	1.41% (1.25%)
20 浜松市	0.93% (0.95%)

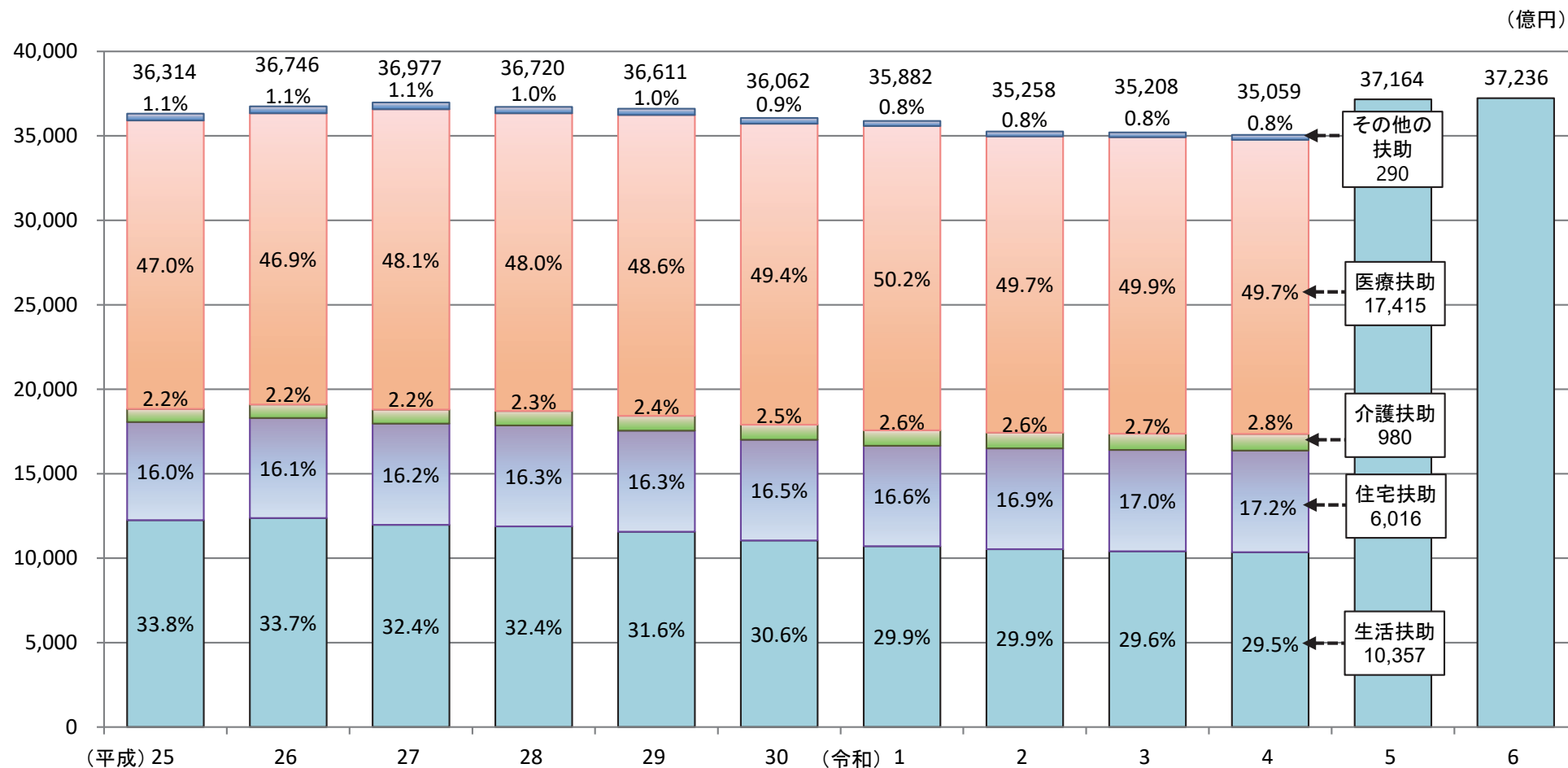
58 豊橋市	0.74% (0.64%)
59 松本市	0.74% -
60 岡崎市	0.69% (0.56%)
61 富山市	0.67% (0.42%)
62 豊田市	0.55% (0.56%)

資料: 被保護者調査 月次調査(厚生労働省)をもとに作成

※ 令和6(2024)年6月分は速報値

生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和6年度当初予算)。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※1 施設事務費を除く
- ※2 令和4年度までは実績額、令和5年度は補正後予算、令和6年度は当初予算
- ※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活保護制度における成年後見制度関係の取扱い

■ 成年後見人による代理申請について

成年被後見人である要保護者については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力がないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、令和3年9月1日付けにて「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)の問9-2を改正し、令和3年10月1日より、成年後見人による保護申請については、法第7条に基づく有効なものとして取り扱うこととしたところであるため、改めてご了承ください。

■ 「認知症等により判断能力が不十分な方に法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて」

医療費の支払い困難等を理由として保護申請があり、法第63条の適用を前提として保護を開始する場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し理解を得ておくことが適当である。ただし、認知症等により判断能力が不十分であるため、本人に理解を得ることが困難な場合は、対応に苦慮することが想定される。こうした場合には、下記の点に留意することとし、事務連絡を発出しているので、ご承知おき願いたい。(略)

・認知症等により判断能力が不十分で成年後見の申し立てが必要であるが、申し立てを行う扶養義務者等もない場合は、保護の実施機関において中核機関(「成年後見制度利用促進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)における、権利擁護支援の「地域連携ネットワークの中核となる機関」をいい、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担い、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートをを行うもの。) 等と連携し、必要に応じて老人福祉法第32条の規定による市区町村長による申し立てを行うよう促す等、必要な支援を図ること。

■ 「問40 局長通知第8の2の(3)(←収入として認定しないものの取扱い)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。(1)(2)(略)

(3) 成年後見人、保佐人、補助人の申し立てや報酬のために必要な経費。ただし、この取扱いに当たっては、自立更生計画の策定を要しないこととする。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

＜主な対象者のイメージ＞

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**
約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス
約0.5万人(H31・ホームレスの実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**
約0.3万人(H30・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**
約53万人(H30・労働力調査)

**ひきこもり状態に
ある人**

- ・15～39歳までの者 約18万人
(H28・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)
- ・40～64歳までの者 約37万人
(H31・内閣府推計による「狭義のひきこもり」)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約10万人(H29)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(H29・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約267万世帯(速報値)(H30・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約121万人(H31.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

既に
顕在化

見え
にくい

生活困窮者自立支援制度 (H27.4~)

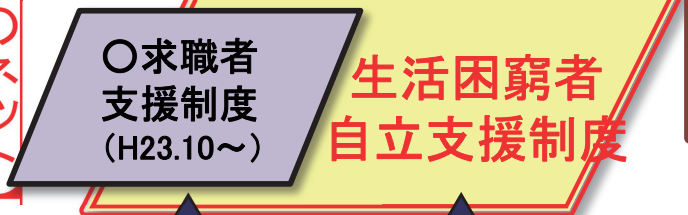
制度の概観

生活困窮者自立支援制度の体系

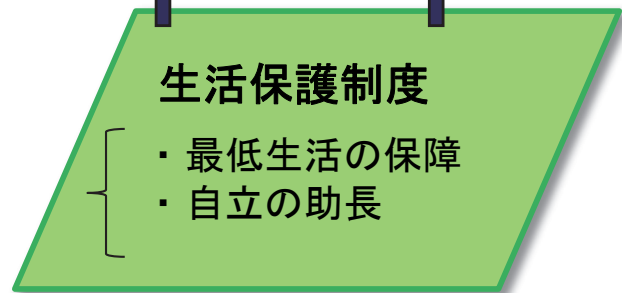
【第1のネット】



【第2のネット】



【第3のネット】



包括的な相談支援

必須

自立相談支援事業

: 906自治体

(国費3/4)

住居

「住居確保給付金」の支給

必須

(国費3/4)

就労

就労準備支援事業

(国費2/3)

任意

なお一般就労が困難な者

「中間的就労」の推進

ハローワークとの一体的支援

緊急支援

一時生活支援事業

任意

(国費2/3)

家計再建

家計改善支援事業

(国費1/2 → R7.4~2/3)

任意

貧困連鎖防止

子どもの学習・生活支援事業

(国費1/2)

任意

その他の支援

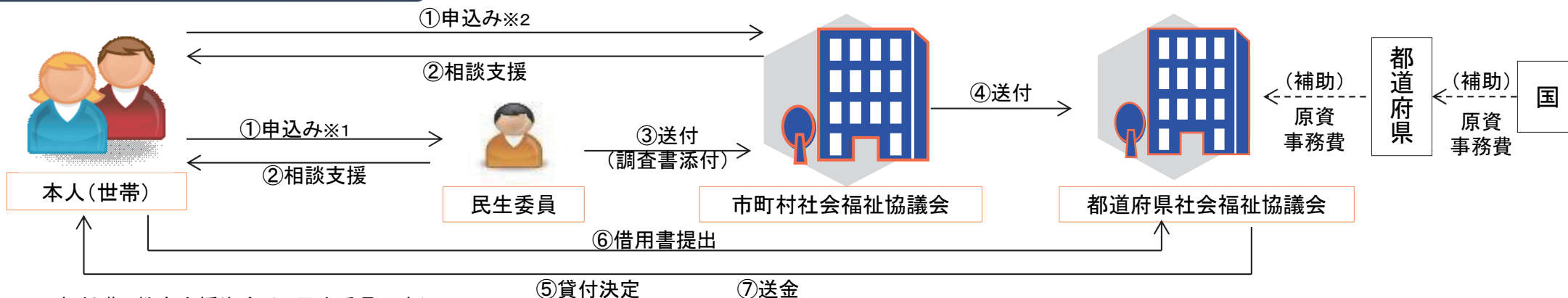
関係機関・他制度による支援

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

創設年度	昭和30年度	実施主体	都道府県社会福祉協議会
目的	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。		
貸付対象	(低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当) (障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯 (高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯		
資金の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支援資金(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費) ・福祉資金(福祉費、緊急小口資金) ・教育支援資金(教育支援費、就学支度費) ・不動産担保型生活資金(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金) 		
貸付金利子	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人を立てた場合 無利子 ・連帯保証人を立てない場合 年1.5% 	注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子 注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H30.4.2時点 年1.00%)のいずれか低い利率	

貸付手続き等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

無料低額診療事業（概要）

- 社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 第二種社会福祉事業として位置づけられており、実施する医療機関に対して、法人形態によっては、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

【参照条文】社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

【対象者】 低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者

【主な基準】 以下の者の合計患者数（延数）が、取扱総患者数（延数）の10%以上であること

- 生活保護法による保護を受けている者（生活保護患者）
- 無料又は診療費の10%以上の減額を受けた者（減免患者）

※具体的な減免方法（対象者、減免額含む）は、各医療機関が関係機関（都道府県、社協等）との協議の上決定

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。

1. 居住支援の強化

目指す姿① 住まいに関する総合相談窓口の設置

- 住まいに関する困りごとの相談に幅広く対応
- 居住支援協議会も活用しつつ、福祉関係の支援や不動産関係の支援につなぐ

- ✓ 住まい確保等に関する相談支援から、入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援体制が構築される
- 住まい確保に困っている者の自立の促進が図られる
大家の不安軽減により円滑な入居が実現する

- 改正内容**
- 生活困窮の相談窓口・重層的支援体制整備事業における住まい・入居後の生活支援の相談の明確化
 - 居住支援協議会の設置促進【住】

目指す姿③ 家賃の低廉な住宅への転居支援

- 家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用（引っ越し代、礼金等）を補助

- ✓ 年金収入で暮らす高齢者や就労収入を増やすことが難しい者が、低廉な家賃の住宅に引っ越すことが可能となる
- 家賃負担軽減により自己の収入等の範囲内で住み続けることができ、自立の促進が図られる

- 改正内容**
- 住居確保給付金を拡充
※転居費用の支給に当たっては、就職活動を要件としない

目指す姿② 見守り支援の強化・サポートを行う住宅の新設

- 生活困窮者に対する入居支援・入居中の訪問等による見守り支援等を、より多くの自治体で地域の実情に応じて実施
※衣食住支援：331自治体・37%(2021年)、見守り支援：54自治体・6%(2022年)
- 住宅確保要配慮者への円滑な住宅（見守り等を行う賃貸住宅）の提供に向けた環境整備

- ✓ 住宅施策と福祉施策の連携により、安心な住まいの確保が図られる

- 改正内容**
- 居住支援事業について、地域の実情に応じた必要な支援の実施を努力義務化
 - 見守り支援の期間（1年）の柔軟化【省令】
 - 居住支援法人等が緩やかな見守り等を行う住宅の仕組みを構築。この住宅について、住宅扶助の代理納付を原則化【住】

目指す姿④ その他：良質な住まい等の確保

- 様々な要因により緊急一時的な居所確保が必要な者にも、衣食住の支援を実施
- 無料低額宿泊所の事前届出の実効性確保

- ✓ 緊急時の支援の充実、生活保護受給者の住まいの質の向上が図られる

- 改正内容**
- 緊急一時的な居所確保を行う場合の加算創設【予算】
 - 無料低額宿泊所の事前届出義務違反の罰則を創設
 - 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市町村から都道府県への通知（努力義務）を創設

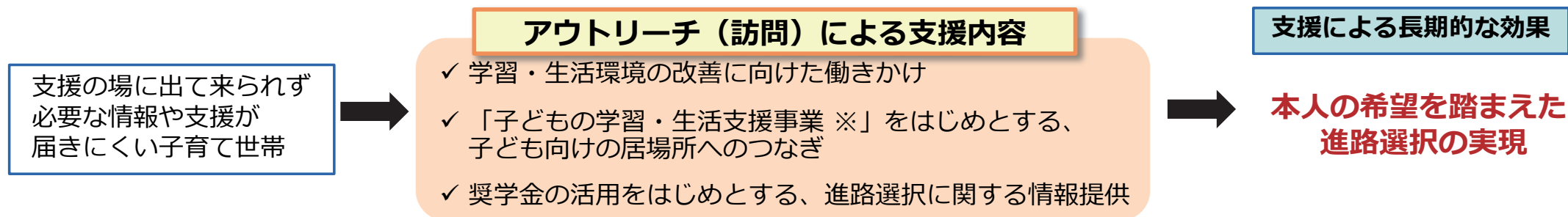
2. 子どもの貧困への対応

現状と課題

- 生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、高校卒業後の大学等への進学や、就職、職業訓練の受講等、本人の希望を踏まえた進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要である。
※生活保護世帯の子どもの大学等進学率：42.4%（2022年）（全世帯：76.2%）
- 生活保護受給中の子育て世帯については、将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えていることや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくい、支援の場に来ない等の課題がある。
- 貧困の連鎖を防止する観点から、高卒で安定就労する場合の保護からの自立を後押しするため、新生活立ち上げ時の支援を行う必要。
※生活保護世帯の子どもの高等学校等卒業後就職率：39.6%（2022年）（全世帯：15.6%）
※新規学卒者の賃金は平均して高校約18.12万円、大学約22.85万円（いずれも額面）

目指す姿

（1）生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業の法定化



※生活困窮の子育て世帯に、学習支援や生活習慣等の改善支援、進路選択支援等を実施（実施率：66%（2022年））

（2）高卒就職者の新生活立ち上げ費用の支給

- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえた選択に基づいて**高等学校等卒業後に就職する際、新生活の立ち上げ費用に対する支援**を行うことで、安定した職業に就くことを促進する。
※ 現行、生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学する際に、一時金を支給している。

改正内容

- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、ケースワーカーによる支援を補い、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行うことができるよう、自治体の任意事業として法定化。
- 生活保護受給世帯の子どもが高等学校等を卒業後に就職して自立する際、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給。
【支給額】自宅外30万円・自宅10万円（保護廃止の場合）
※令和6年3月卒業生にも支給できるよう、令和6年1月1日から遡及適用する。

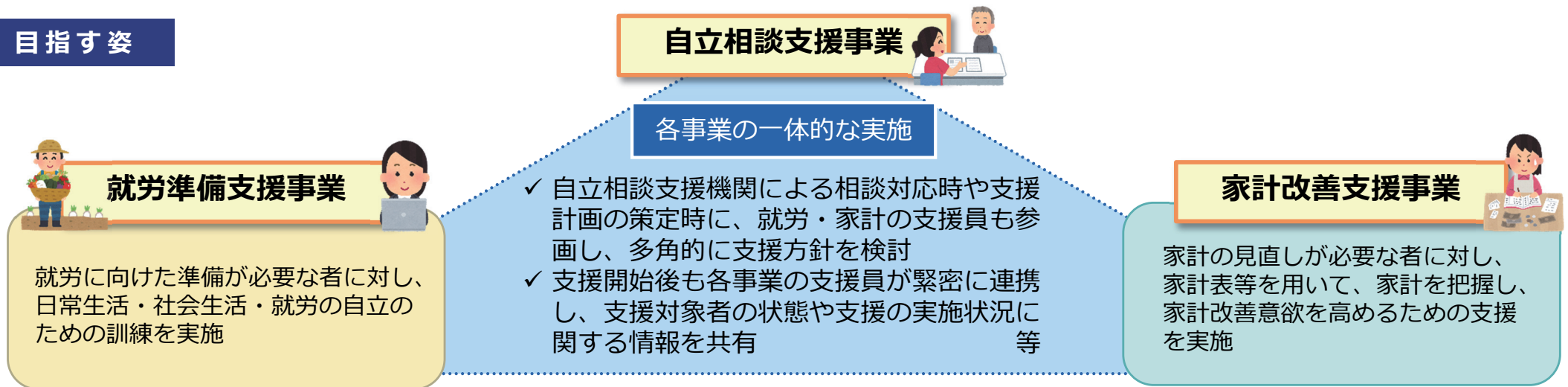
3. 支援関係機関の連携強化

(1) 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進

現状と課題

- 就労に向けた準備を支援する「就労準備支援事業」、家計管理を支援する「家計改善支援事業」は、生活困窮者の自立の促進に成果をあげてきた。※就労準備支援事業実施率：83%、家計改善支援事業実施率：86%（2023年度予定）
- 生活困窮状態からの脱却には、収入・支出の両面から生活を安定させることが必要不可欠。このため、両事業の全国的な実施を推進するとともに、地域資源を有効に活用し、事業の質の向上を図り、支援の体制を充実させていくことが必要。

目指す姿



生活困窮者の状態を的確に把握した上で、事業間での相互補完的・連続的な支援を行うことにより、確実に生活困窮状態からの脱却につなげる

改正内容

- 家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる。
- 就労準備支援事業又は家計改善支援事業を行うに当たっては、自立相談支援事業とこれらの事業を一体的に行う体制を確保し、効果的かつ効率的に行うものとする。
- 自立相談支援事業を行うに当たっては、アウトリーチ・地域住民の交流拠点との連携等により、生活困窮者の状況把握に努めるものとする。
- 国は、就労準備支援事業・家計改善支援事業等の全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針（告示）を策定することとする。
- 国は、未実施自治体に対する事業実施支援を強化。【予算】

3. 支援関係機関の連携強化等 (2) 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携等

現状と課題

- 現行では、生活困窮者向けの事業は生活保護受給者を対象としていないため、生活保護受給者向けの事業（現状は予算事業で実施）を自治体が実施していない場合には、生活保護受給者は就労準備支援事業等を利用することができない。

※就労準備支援事業実施率：生活困窮者向け83%、生活保護受給者向け40%（2023年度予定）

※家計改善支援事業実施率：生活困窮者向け86%、生活保護受給者向け11%（2023年度予定）

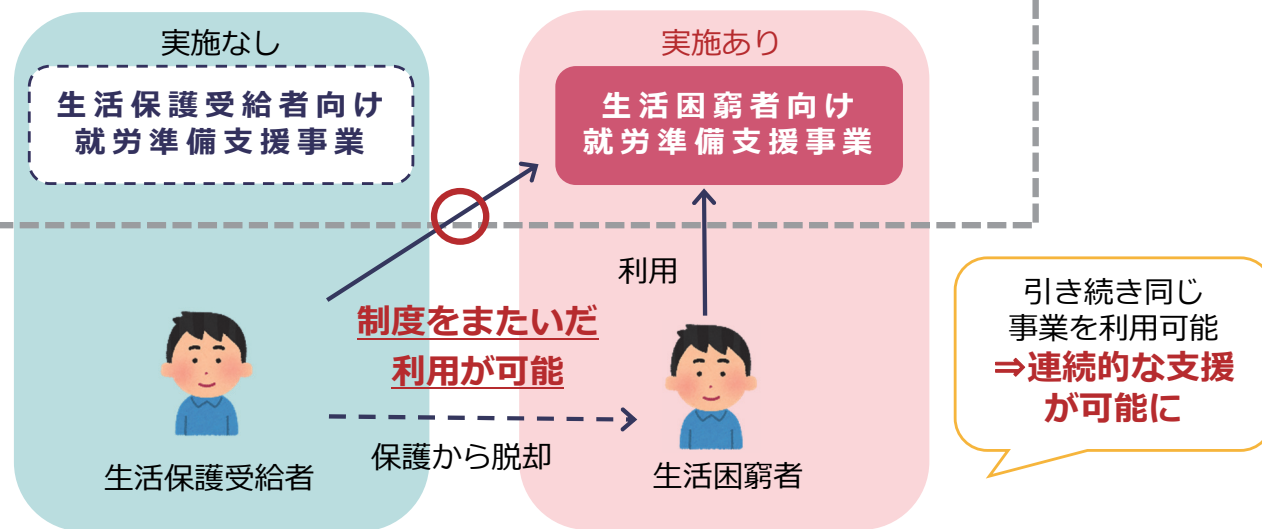
- 一方の制度から他方の制度へ移行する者が一定数いる中、本人への切れ目のない連続的な支援を行うことが課題。

目指す姿

例えば、同一自治体内で、

○生活困窮者向け事業：実施あり

○生活保護受給者向け事業：実施なし



改正内容

- 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業について、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようにするため、自治体の任意事業として法定化。
- 両制度をまたいだ支援の継続性・一貫性を確保するため、保護の実施機関（福祉事務所）が必要と認める場合には、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を生活保護受給者が利用できることとする。
- 生活保護受給者が生活困窮者向けの事業に参加する場合でも、保護の実施機関が継続して関与する仕組みとする。